



福岡高等検察庁

検察庁とは

検察官の事務を統括する機関であり犯罪を捜査して起訴・不起訴などの処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督することで、社会正義を実現するという重要な役割を担っています。

業務内容

検察庁には、「検察官」とともに「検察事務官」が配置されており、国家公務員採用試験に合格し、検察事務官に採用されると、主に次のような事務を行います。

捜査・公判部門

検察官を補佐し、犯罪の捜査、裁判の立会などの事務

検務部門

事件の受理、裁判で言い渡された刑の執行(懲役刑の執行手続や罰金等の徴収)などの事務

事務局部門

検察庁の事務が円滑に行われるための総務や会計などの事務

職員数・勤務地・転勤・昇進

九州各県に地方検察庁が置かれており、高等検察庁は福岡県にのみ置かれています。九州全体で約1,200名の検察事務官がおり(令和6年12月現在)、採用後、2～3年ごとに、各部門や県内の地方検察庁支部へ異動します。

また、法務省(本省)、最高検察庁、福岡高等検察庁へ異動することもあります。

検察事務官に採用されると、係員、係長級、課長補佐級、課長級、検務監理官・首席捜査官・事務局長級と勤務成績に基づき、昇任します。また、一定の受験資格に達し、試験に合格すると、副検事・検事に任官することもできます。

検察庁の業務
詳しくは↓



～先輩からのメッセージ～



私は、これまで検務官室の事件担当や立会事務官として業務を行ってきました。事件担当としては、警察等から送致される事件記録を受理し、検察官が処分方針を決定した事件の処理等を行っていました。様々な事件を目にし、法律を確認しながら業務を行うため、特殊で責任のある仕事をしていると実感します。入庁時、法律初心者でしたが、様々な研修や先輩職員の指導のおかげで、知識を深めることができ、自身の成長を感じながら業務を行うことができています。皆さんと一緒に働ける日を楽しみにしています。(R4年採用、採用区分:一般職(大卒))

私は、現在、捜査部門の立会事務官として日々、業務に励んでいます。

立会事務官は、検察官の取調べの立会、捜査・公判書類の作成、関係機関との連絡・調整等を行う仕事をしており、検察官と二人三脚で事件の真相解明に向けて捜査を行うことができます。

テレビで報道されるような事件に携わるときには、気が引き締まりますし、様々な事件を通じて、社会情勢や人間模様が垣間見ることができ、ほかでは経験出来ない仕事に魅力を感じています。

また、検察庁では、様々な研修や働きやすい職場に向けた取組も行っています。

皆さんと一緒に働ける日を楽しみにしています。(R4年採用、採用区分:一般職(高卒))



←採用情報はこちら

◆問合せ先 福岡高等検察庁 人事課 【電話】092-734-9005
【所在地】〒810-0044 福岡市中央区六本松4-2-3

